

宍粟市住まいの耐震改修事業

(簡易耐震改修工事費補助)

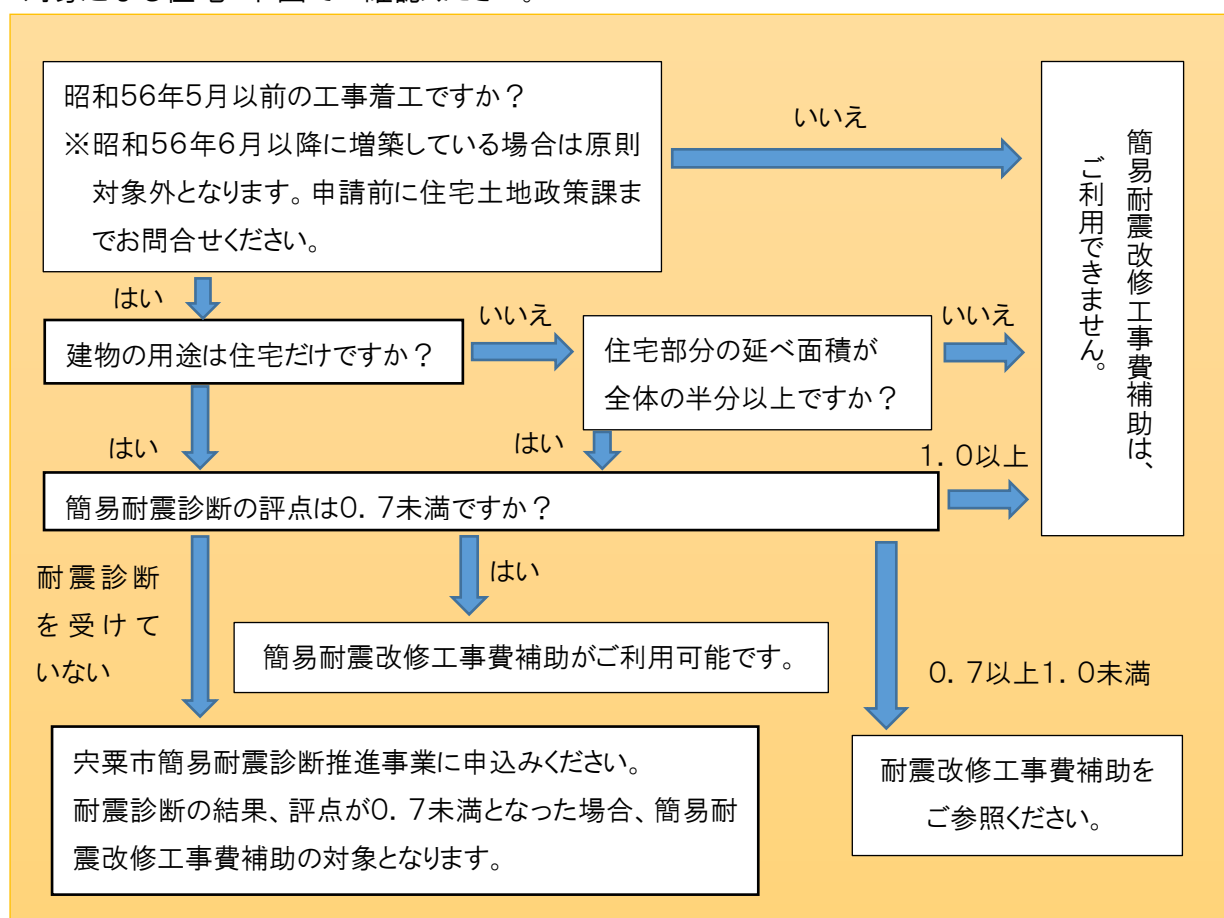
1 簡易耐震改修工事について

大地震時に瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修工事(改修後の評点が0.7以上)に要する費用の一部を補助します。

※改修後の評点が1.0以上とならない耐震改修工事については住宅耐震改修証明書等は発行できません。

その場合、税制上の優遇措置は適用されませんのでご注意ください。

2 対象となる住宅: 下図でご確認ください。



3 補足条件

- 工事費が50万円以上のもの
- 所得が1,200万円以下の方
- 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)に加入するもの
- 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度に登録された業者による耐震改修工事であること

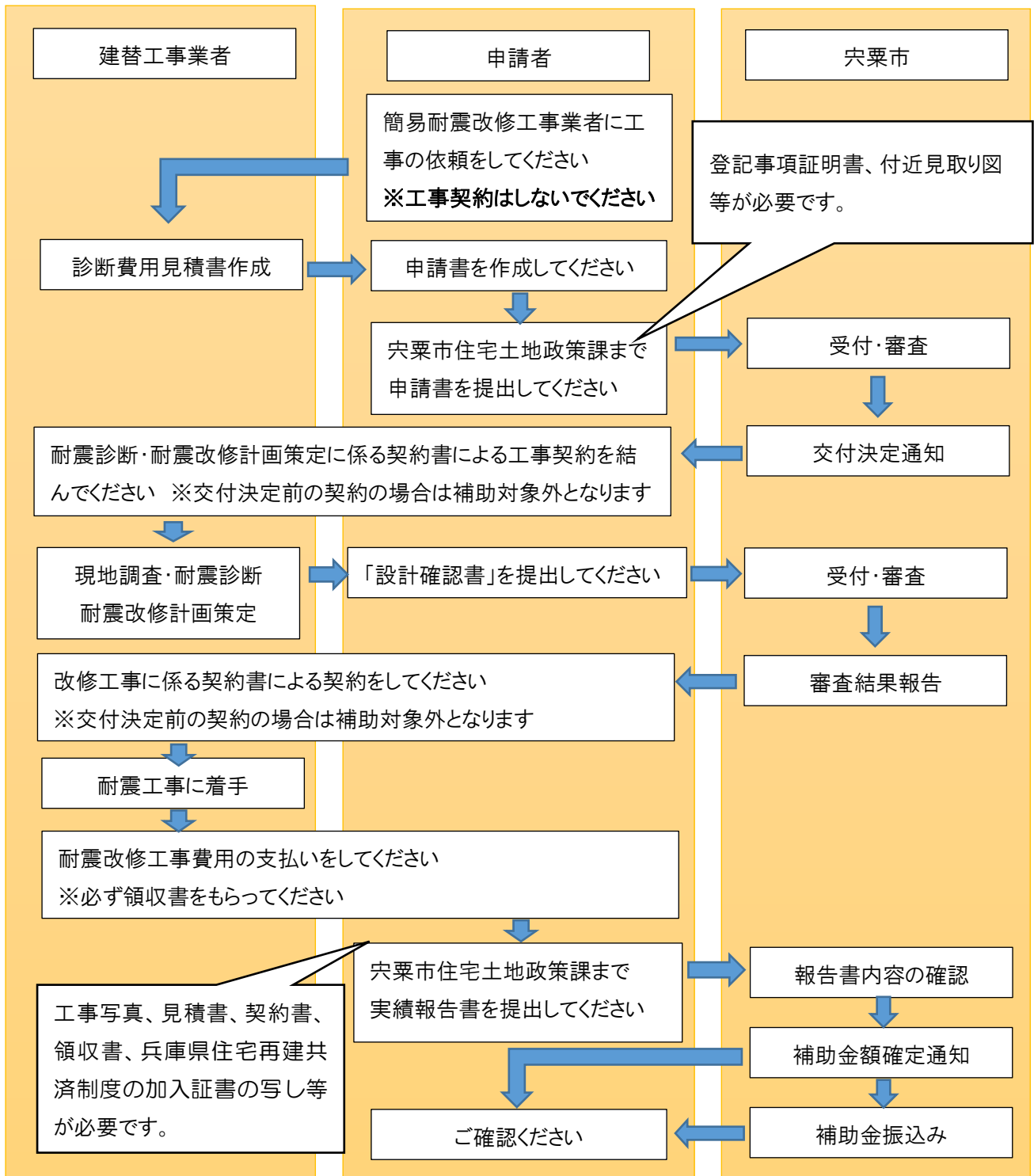
4 補助金額: 下記のとおり

- 宍粟市補助金: 50万円(定額)

5 申し込みについて

○提出先は市役所2階 住宅土地政策課です。

○手続きの流れ



6 お申込み窓口・お問合せ先

宍粟市 建設部 住宅土地政策課 住宅政策係 担当

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 TEL:0790-63-3106 FAX:0790-62-9939